

令和4年（行コ）第31号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国

## 控訴理由書

2022年（令和4年）3月22日

東京高等裁判所第9民事部A1係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 升味 佐江子

同 古本 晴英

同 秋山 淳

同 井桁 大介

同 高橋 凉子

同 三宅 千晶

## 第1 控訴の理由

原判決は、警察庁が保有する個人情報管理簿について増減・存否との傾向が経時的ないし経年的に把握され、警察の情報収集・捜査活動が推知されるため、本件各文書の各記載欄は一律に不開示事由に該当するとの被控訴人の主張については排斥した上で、本件処分のうち一部分について、違法性を認めて開示を命じた。

すなわち、原判決は、「当該情報の目的、性質及び内容や、その記録に係る形狀等を総合的に考慮」して独立一体的な情報の範囲を定め、その中に不開示情報が含まれているときには、行政機関にはさらに情報を細分化して開示する義務はないとした。そして、本件処分における独立一体的な情報の範囲を一覧表形式の各項目欄ごとに画して検討して、情報公開法（以下、単に「法」という場合がある。）5条3号及び4号の不開示事由に該当する不開示情報が含まれる場合には行政機関が項目欄全体を不開示とすることを許容し、本件処分の違法性を一部についてのみ認めるにとどまった。

しかし、原判決の判断は、いわゆる独立一体的情報論を採用して項目欄ごとという情報の単位を作出して検討していること、不開示条項の「おそれ」の解釈を誤り、文書外の情報や本件文書相互のまたは他の項目欄等からの広範な推知可能性を理由に不合理に広範な不開示事由を認めていること、これらの誤りの結果、本件請求の対象文書122通のうち31通に関して別件開示請求において一部開示されている情報までも行政機関には開示義務がないという情報公開制度において到底理解しがたい結論となっていることなど、明らかな誤りが存在しており、取消しは免れない。

以下、順次具体的に述べていく。

## 第2 独立一体的情報論の誤り

### 1 原判決の判示

原判決は、「1個の行政文書に複数の情報が記載されている場合において、それらの情報の中に不開示情報に該当するものがあるときは、不開示情報を除了したその余の情報について開示することを行政機関の長に義務付けているにすぎず、不開示情報に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して開示することまでをも行政機関の長に義務付けているものと解することはできない」（原判決15頁）とするが、法6条1項の解釈として誤っている。

法は対象文書に有意な情報がある限り、最小限度まで区分して開示することを行政機関に義務付けているのであり、原判決の立論は何ら根拠がない。

### 2 解釈上の誤り

原判決は、法6条1項の解釈において、判断の対象となる情報の単位を問題とし、「独立した一体的な情報」をさらに細分化して開示することは法が課した義務ではないとし、その独立した一体的な情報について、「当該情報の目的、性質及び内容や、その記録に係る形状等を総合的に考慮（する）」などとしているが（原判決15頁）、かかるいわゆる「独立一体的情報論」（後述する山本庸幸裁判官の意見において『独立した一体的な情報』かどうかを基準として『これを更に細分化してその一部のみを非公開としその余の部分を公開しなければならないものとすることはできない。』とする議論」と要約されるもの）は、何をもってひとまとめの情報なのかを行政機関に評価を委ねた上、一体的な情報を全て不開示とすることにより、過度に広い範囲の情報について不開示処分をすることを許容することになる。

法は、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、行政に係る情報は原則開示との考え方方に立っている。行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を開示する義務があ

るのである。この大原則に加え、法6条1項の部分開示義務は、その但し書（有意な情報をなさない一部は開示義務がない。）の文言からすると、不開示事由に該当しない有意な情報がある限り、それを区分した上で開示する義務があると解釈されなければならない。

独立一体的情報論は、記載された情報自体は不開示情報には当たらないことが明確であるにもかかわらず、これと一体的なより包括的な広い情報の一部分を構成するに過ぎないことを理由に、記載された情報が開示義務の対象から外れることを許容するものであり、原則開示の趣旨に反するどころか、なんら理論的根拠がない誤った解釈である。

### 3 関連する裁判例

(1) 独立一体的情報論は、最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決・民集55巻2号530頁（平成13年判決）において説示され、最高裁平成14年2月28日第一小法廷判決・民集56巻2号467頁（平成14年判決）でも踏襲されたものとされている。

しかし、両判決はいずれも大阪府情報公開条例の解釈に関するもので情報公開法の解釈をしたものではない。そして、内容を見ても、例えば平成13年判決で独立した一体的情報とされたのは、知事交際費に関する文書のうち、「歳出額現金出納簿については、各交際費の支出ごとにその年月日、摘要、金員の受払等の関係記載部分」、「支出証明書については、各交際費の支出ごとにこれに対応する支出証明書に記録された情報」などと相互に関連性の高い細かな項目の集合なのである。

(2) さらに、平成14年判決以後、最高裁は独立一体的情報論を一度も採用していない。

すなわち、最高裁平成15年11月11日第三小法廷判決・裁判集民211号349頁は、千葉県公文書公開条例に基づく校長らの校外出張の旅行命令票の開示が問題となった事案であるが、「給料表の種類」「級・号給」は

校長らの氏名と一体となった私事に関する情報そのものとして非公開情報にあたるものだが、これは、「それ以外の部分と安易に、かつ、公開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離することができるから、本件条例12条に基づき、上記非公開情報に係る部分を除いて本件各文書を公開すべきものである」として、平成13年判決が採用した独立一体的情報論からすると、一体的情報と解釈された情報についてまで区分して開示すべきだと判断した。

同様に、最高裁平成19年4月17日第三小法廷判決・裁判集民224号97頁も、愛知県公文書公開条例に基づく食糧費支出に関する予算執行書などの文書につき、「公務員の出席に関する情報と公務員以外の者の出席に関する情報とに共通する題名欄等の記載部分があるところ、同部分は、公務員以外の者の懇談会出席に関する情報に関する情報の一部をも成すものであって、その情報を更に細分化することはできないから、同部分のみを公開することはできない」とした原審の判断は是認できないとして、「それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべきであ(る)」とした。

(3) これらを踏まえ、情報公開法の解釈が問題になった事例として最高裁平成30年1月19日第二小法廷判決・裁判集民258号1頁が出された。

この最判は、独立一体的情報論を採用した原審（大阪高裁平成28年10月6日判決）を取り消し、「政策推進費受払簿並びに出納管理簿及び報償費支払明細書のうちそれぞれ政策推進費の繰入れに係る記録部分が開示されても、政策推進費の繰入れがされた時期やその金額、政策推進費の前回の繰入時から今回の繰入時までの期間内における政策推進の支払合計額等が明らかになるにすぎない。また、出納管理簿のうち月分計等記録部分及び報償費支払明細書のうち繰越記録部分が開示されても、内閣官房報償費の各月における支払合計額及び年度当初から特定の月の月末までの間の支払合計額のほか、年度末における残額が明らかになるにすぎない」などと判示し、原審が一体の

情報と評価した部分を細分化して部分開示する義務があるとした。

(4) この判決には、山本庸幸裁判官が意見を付し、その中で独立一体的情報論の立論を敢えて取り上げ、次の三つを問題点として指摘している。

すなわち、ア) その独立一体と捉える情報の範囲が論者あるいは立場によって異なる、イ) 情報公開の観点からの個々の情報の牽連性を十分に考慮できないという技術的な問題がある、さらに、ウ) そもそも不開示の範囲が無用に広がり過ぎるおそれがあるという情報公開法の本旨に反する本質的な問題があると指摘した。その上で、次のように結論づけている。

「個々の情報のどれが情報公開法5条各号に該当するかという本来行われるべき解釈論を離れて、まずどこからどこまでの情報が独立一体的情報かという抽象的な議論が先行してしまいがちである。その結果、①から③（控訴人代理人注：意見で例として挙げられた文書の「①年月日、②相手方、③予算」を意味する。）までの関係性が個々に検討されることなく、およそその全てが全体として独立一体的情報として取り扱われることが概ね考えられる結果ではないかと思われるが、それでは、ここに掲げたような相互の情報又は事項の関係性を踏まえた分析的な法解釈をする余地がなくなってしまうという大きな問題がある。

最高裁平成18年（行ヒ）第50号同19年4月17日第三小法廷判決・裁判集民事224号97頁の藤田宙靖裁判官の補足意見中に、『ある文書上に記載された有意な情報は、本来、最小単位の情報から、これらが集積して形成されるより包括的な情報に至るまで、重層構造を成すのであって・・・行政機関が、そのいずれかの位相をもって開示に値する情報であるか否かを適宜決定するなどということは、およそ我が国の現行情報公開法制の想定するところではない』とあるのは、あるいは、私が上記で述べたようなことを別の表現で指摘したものではないかと推察している。』

平成14年判決以来この20年間、最高裁が独立一体的情報論を用いて判

断していないのは、このような解釈上の難点を抱えていることを踏まえたものである。

#### 4 本件で見られる独立一体的情報論の不合理性

本件では、本件各文書の一部にあたる別件各開示文書（原判決7頁）が明らかになっているため、原判決が独立した一体的な情報であるとした「各記載欄」に、現に複数の有意な情報があることが確認できる。そのため、原判決が採用する独立一体的情報論にしたがい、1つの記載欄にある複数の有意な情報のうちの1つが不開示事由に該当する場合には、自動的に当該記載欄の全てが開示されなくなることの不合理性が具体的に指摘できる。

ここではその一例として、甲12号証の18の管理簿を取り上げる。

同管理簿の「4 記録される項目」欄には、「1 作成者」から「21 血液型」まで21個の有意な情報が記録されている。このうち処分庁は9番目に記載された項目と19番目に記載された項目は非開示事由に該当すると判断して黒塗りされているが、他の19個の情報については開示をしている。

同じく「10 備考」欄には、5つに区分された多数の有意な情報が記載されていることが分かるが、処分庁は「4 保存すべき場所」に記載された情報だけは不開示にして、他は全て開示をしている。

ところが、原判決が採用する独立一体的情報論にしたがうと、これらが全て開示されないことになる。

このように、「そもそも不開示の範囲が無用に広がり過ぎるおそれがある」という前記山本裁判官の指摘は正鵠を得ているのであり、この一例を見ただけで、独立一体的情報論には、「情報公開法の本旨に反する本質的な問題がある」（同）ことが明らかである。

山本裁判官は、「『一般的に、文書の場合であれば文、段落等を、図表の場合であれば個々の部分、欄等を単位として、相互の関係性を踏まえながら個々に検討していく、それぞれが情報公開法5条各号に該当するか否かを判断する。』

ということで、必要かつ十分であると考えている。」と述べる。情報を図表にする場合、一覧性や相互対照などの便宜のためにも情報の単位を極力小さくし单一の情報を項目ごとに整理できるように工夫することは多く、各項目の欄などを単位として不開示事由該当性を判断すれば十分なことが多いであろう。しかし、これはあくまでも「一般的な」場合であって、本件のように、各文書の各項目には、容易に他の部分と区分可能な複数の情報が含まれていることが明らかな場合には、当然、記載された情報を分割して情報の単位ごとに判断することが求められる。行政機関がどのような表形式を採用したかによって開示義務を負う情報の範囲が異なるのは不合理であり、本来の法の趣旨に反すると言わざるを得ない。

## 5 小括

以上述べた通り、独立一体的情報論を用い、記載欄毎の判断しかしない原判決の判断は誤りである。

## 第3 情報公開法5条3号及び4号の「おそれ」(不開示事由該当性)の判断枠組みに関する判断の誤り

### 1 原判決の判示

原判決は、法5条3号及び4号の不開示事由該当性に関する判断枠組みについて、同条3号及び4号の『行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』との文言は、上記各号に掲げる『おそれ』の有無の判断については、当該情報を公にすることにより我が国の安全保障上又は対外関係上に及ぼされる影響（3号）及び犯罪予防・捜査等にもたらされる支障（4号）の有無やその程度等に関わるものであって、これらの事柄の性質上、専門的・技術的な判断を要するものであることに鑑み、行政機関の長の第一次的な判断を尊重する趣旨で定められたものであると解される。したがって、行政機関の長は、上記各号の不開示情報該当性の判断につき裁量を有するものと解され、上記各号の

不開示情報に該当するものとしてされた行政文書の不開示処分が違法と認められるためには、その不開示情報該当性に関する行政機関の長の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くなど、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる必要があるというべきである。」(原判決11~12頁)と判示している。

しかし、以下に述べるとおり、原判決の上記判示は、法5条3号及び4号の不開示事由該当性の判断枠組みについての立法経過における議論を考慮せず、不開示事由該当性の判断を行政機関の長の広い裁量による一般的抽象的判断とするものであり、また主張立証責任が行政機関にあることを踏まえないものであり、誤りである。

## 2 情報公開法5条3号及び4号の不開示事由の判断枠組み

(1) 法5条3号の不開示事由である「…おそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」の「おそれ」は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求され(「詳解 情報公開法」総務省行政管理局78頁。なお、同部分は、5条6号についての解説中の記載であるが、同一条文内で、同一文言を使用している以上、3号の「おそれ」も同様に解釈される)、当該文書の内容が法5条3号の不開示情報に該当するか(「おそれがあるか」否かを判断すべき場合には、行政機関の長がなした不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠、すなわち、法5条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠がある場合にのみ、不開示事由に該当することとなり、これがないのに不開示決定をした場合は、裁量権の行使に逸脱・濫用があったものとして違法な処分となり、取消訴訟においては、同処分は直ちに取り消されなければならない(原審原告第1準備書面(8~11頁)、同原告第2準備書面7~9頁)。

また、同条4号の「おそれ」についても、上記の同条3号と同様の議論が妥当し、同条4号の不開示事由である「…おそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」の「おそれ」は抽象的な可能性では足り

ず、法的保護に値する蓋然性が要求され、法5条4号の不開示事由に該当する場合とは、行政機関の長がなした不開示判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠、すなわち、4号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠がある場合にのみ不開示事由に該当することとなり、これがないのに不開示決定をした場合は、裁量権の行使に逸脱・濫用があったものとして違法な処分となり、取消訴訟においては、同処分は直ちに取り消されなければならない（原審原告第1準備書面（17頁）、同原告第2準備書面7（9～10頁））。

原判決は、「行政機関の長は、上記各号の不開示情報該当性の判断につき裁量を有するものと解され、上記各号の不開示情報に該当するものとしてされた行政文書の不開示処分が違法と認められるためには、その不開示情報該当性に関する行政機関の長の判断が社会通念上著しく妥当性を欠くなど、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たると認められる必要があるというべきである。」（原判決11～12頁）と判示し、「おそれ」（不開示事由該当性）の存否の判断につき行政機関の長の判断に広い裁量を認めている点で、誤りである。

(2) 上記の原判決の判示が誤りであることは、総務省・情報公開法の制度運営に関する検討会委員、内閣府・行政透明化検討チーム座長代理等を務めた三宅弘氏（獨協大学特任教授・弁護士）が「鑑定意見書」（甲21以下「三宅意見」という）において、法5条3号及び4号の「おそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」であるかどうかは、個別具体的なおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、司法判断として相当の理由がある情報といえるかが判断されるべきであると指摘していることからも明らかである。

すなわち、三宅意見は、法5条3号（国の安全等に関する情報）及び同条4号（公共の安全等に関する情報）は、「立法過程においては、『国の安全等

に関する情報及び公共の安全等に関する情報』として同列に論じられて提案された。」（甲 21・2 頁）とし、同条 4 号について、情報の『性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、対外関係上の…専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる』ので、『司法審査の場においては、裁判所は、第 3…に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つと判断して許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することとするのが適当である』との趣旨から規定されたものである（4（4）ア）。要綱案の『趣旨を法律上明確に表現するために『行政機関の長が』との規定を挿入したもの…要綱案の内容を何ら変更するものではない』と説明されている（資料 3 第 142 回国会衆議院内閣委員会議録 9 号 10 頁）」（甲 21・4～5 頁）、『その判断が合理性をもつ判断として許容される限度内のものであるかどうかの審理・判断』については、最判昭和 48 年 9 月 14 日（民集 27 卷 8 号 92 頁）の『地方公務員法第 28 条に基づく分限処分は、任命権者の純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の目的と関係のない目的や動機に基づいてされた場合、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事情を考慮して処分理由の有無が判断された場合、あるいはその判断が合理性をもつものとして許容される限度を超えた場合には、裁量権の行使を誤ったものとして違法となる』との判断基準が参考にされたものと説明されている（資料 4 情報公開法研究会『情報公開制度のポイント』（1997 年、ぎょうせい）71 頁）』としている（甲 21・5 頁）。

そのうえで三宅意見は、『おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報』が抽象的一般的な要件としてゆるやかに適用されて、裁判所において、『行政機関の長の一時的な判断』を覆すような司法審査がしにくくなるようなことがあれば、それは問題である。』（甲 21・5～6 頁）、「情報の性質上（『考え方』4（4）イ）個別具体的なおそれがあると行

政機関の長が認めることにつき、司法判断として相当の理由がある情報といえるかが判断されるべきであり、検討されるべき課題である。個別具体的な司法判断がなされず、一般的抽象的な認定にとどまることがあってはならない。」（甲21・6頁）としている。

### 3 不開示事由該当性の立証責任

また三宅意見は、法5条3号及び4号について同様に解釈することを前提とし、「立法経過と参考とされた最高裁判決に照らせば、『公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報』（情報公開法5条4号）は、個別具体的なおそれがあると行政機関の長が認めるにつき、司法判断として相当な理由がある情報といえるかが判断されるべきであり、しかも、同4号に該当することについての主張立証は被告行政機関側が負うものである。すなわち、個別具体的な客観的事実をふまえて、行政機関の長の判断として社会通念上合理的なものとして許容される（合理性がある）かどうかを裁判所が判断するものであって、その合理性の判断において行政機関の長の裁量の逸脱又は濫用がないことを被告行政機関側が主張立証しなければならないものと解されるべきである。」（甲21・11頁）としている。

このように、三宅意見は、立法経過とその経過において参考とされた最高裁判決に照らして、法5条3号及び4号に該当することについての主張立証は被告である行政機関側が負い、個別具体的な客観的事実をふまえて、行政機関の長の判断として社会通念上合理的なものとして許容されるかどうかを裁判所が判断するものと結論づけているのである。

### 4 原判決による不開示事由該当性の判断の誤り

原判決は、本件各文書の記載欄ごとに不開示情報該当性を検討すべきであるとしたうえで、本件各文書の全10項目のうち「保有開始年月日」「保存場所」「備考」の3項目の記載欄については法5条3号又は4号情報に該当するとし、また「名称」「利用に供される事務をつかさどる係の名称」「利用の目的」「記載

される項目」「本人として記録される個人の範囲」「記録される個人情報の収集方法」「記録される個人情報の経常的提供先」の7項目の記載欄については、①特定の事件の犯罪捜査等や具体的な捜査手法等に係る情報（類型的機微情報）が記載されている分類A（原判決別紙4・45頁）、②類型的機微情報が記載されているとはいえないが、当該記載欄を開示することで他の一定の記載欄の情報を容易に推知されることとなる情報（他欄推知情報）が記載されていている分類B（原判決別紙4・45頁）の情報については、3号情報または4号情報に該当するとし、分類A及びBいずれにも該当しない分類Cの情報については、3号または4号情報の該当性を認めることができないと判示している（原判決33頁）。

しかし、本件各文書の記載欄ごとに不開示情報該当性を判断することが誤りであることは前記第2で述べたとおりであるうえ、原判決の各記載欄についての3号または4号該当性の判断は、被告の主張を個別具体的な検討もせずにそのまま採用したものにすぎない。

原判決の判示は、不開示事由該当性の判断を行政機関の長の広い裁量による一般的抽象的判断とするものであり、また主張立証責任が行政機関にあることを踏まえないものであり、各記載欄についての不開示事由該当性についての原判決の判示は誤りである。

本件各記載欄には、原判決が開示すべきとした分類Cの情報以外にも不開示事由に該当しない情報が多数含まれており、それが開示されるべきであることは、原審において繰り返し主張・立証したとおりである。

#### 第4 不開示範囲が明らかに広すぎること

##### 1 別件で開示された部分まで不開示としている違法

本件各記載欄には、原判決が開示すべきとした部分以外にも不開示事由に該当しない情報が多数含まれており、それが開示されるべきであることは、原審

で主張・立証したとおりであるが、かかる具体的な解釈の誤りに加えて、原判決には、特定の記載欄の一部分には不開示事由がないことが別件各開示文書(原判決7頁)で明らかである場合でも、これを含めた記載欄全体を不開示のままで良いとした誤りがある。

別の開示請求では開示をしている部分について、不開示を維持して良いなどという結論が許されるはずがない。このことは、前項で主張した法5条3号及び4号の要件をどのように解釈した場合でも同じである。本件事案の下、別件各開示請求で開示された部分について、本件開示請求の場合に開示しないことは、行政機関の長の判断として社会通念上合理的なものとして許容されるものではないし、社会通念上著しく妥当性を欠き裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たることは明らかである。

かかる違法部分を特定するため、被控訴人は、速やかに、別件各開示文書31通(甲12の1~18、甲24の1, 2、甲26の1, 2、甲28の1, 2、甲30、甲32の1~6、甲34の1~18(甲12の1~18と同じ))が、本件各文書(122通)の何枚目に該当するのか(原判決別表1の何番の文書か)明らかにされたい。

2 なお、原審においては、被控訴人は、別件各開示文書が本件各文書の何枚目に該当するものなのかを明らかにしなかった。

そのため、前項で指摘した問題とは別に、別件各開示文書において欄全体が開示されている記載欄について、原判決が不開示事由に該当すると判断した記載欄が存在する可能性がある。この場合、当該記載欄に関して、原判決が誤った判断をしたことになる。

控訴審では同様の誤りを生じさせてはならない。かかる意味からも、別件各開示文書が本件各文書の何枚目に該当するものなのか明らかにする必要がある。

3 記載欄毎に判断している違法

上記1項では、既に別件で開示されている部分(各記載欄の一部を含む)に

ついても不開示とした本件処分の裁量違反は明らかなのに、これを是認した原判決が誤りだと指摘した。

翻って考えると、122通の本件各文書のうち31通について各記載欄の有意な一部の情報について開示しないのが裁量違反であるのに、その余の81通については記載欄毎に判断することを是認することなど許されて良いはずがない。原審において、被控訴人から、81通は全ての記載欄に単一の情報（あるいは区分不可能な情報）しか記載されていないという主張もなされていない。

そうすると、31通だけでなく122通全ての管理簿について、有意な情報毎に判断せず各記載欄全体を不開示としていることは、行政機関の長の判断として社会通念上合理的なものとして許容されるものではないし、社会通念上著しく妥当性を欠き裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるというべきである。

各記載欄全体を不開示としたことが違法となる欄について、以下で具体的に指摘をしていく。

#### (1) 名称欄

名称は、簡潔かつ端的な記載がなされる場合もあれば、類似する他の管理簿と区別するために、区分可能な有意な複数の情報が記載されている場合がある。後者の例が、甲12号証の1～18（甲34号証の1～18も同じ。）である。これらの例から、別件各開示文書以外にも、名称欄の記載自体を区分し、その一部を開示できる管理簿が存在することが推認できる。

#### (2) 利用の目的欄

利用の目的欄については、既に開示されている別件各開示文書を見ると、甲12号証の1から5など、複数の目的が記載されている場合がある。また、特定の目的を例示した上で包括的な記載をしている場合がある（甲26の1, 2、甲28の1, 2および甲30など）。これらは、いずれも各欄の記載を区分し、各部分の不開示情報該当性を判断しなければならない。

#### (3) 記録される項目欄

各管理簿に記載される項目は、通常、複数存在する。したがって、いずれの管理簿についても、複数の区分可能な有意な情報が記載されていることが明らかであり、欄全体を不開示にするには、その各情報すべてが不開示情報に該当することを明らかにしなければならない。

#### (4) 本人として記録される個人の範囲欄

本人として記録される個人の範囲の欄についても、既に開示されている別件各開示文書から、単一の情報が記載されている管理簿だけでなく、区分可能な有意な複数の情報が記載されている場合が多いことが明らかになっており（甲12の5、9および12～16、甲24の1、2、甲26の1、2）、それぞれの情報について不開示事由該当性を判断しなければ違法である。

#### (5) 記録される個人情報の収集方法欄

既に開示された別件各開示文書を確認する限り、収集方法欄については、単一の方法が記載されている場合が多いと考えられるが、その場合でも、例えば、「各都道府県警察からの [ ]」（甲32の4～6）というように、不開示事由該当部分を区分しても有意な情報が残っている場合がある（残っているからこそ、部分開示がなされた。）。したがって、各記載欄毎の判断しかしないのは違法である。

#### (6) 記録される個人情報の経常的提供先欄

経常的提供先欄については、経常的提供先が複数あれば、複数の有意な情報が具体的に記載されているものがあることは明らかで（甲24の1、2、甲30に見られる。）、情報毎でなく記載欄毎に判断することは違法である。

#### (7) 備考欄

備考欄は、これ以上の欄に書ききれない、例えば当該管理簿の利用上の留意点等、様々な情報が特に何らの定めもなく自由に利用されている。したがって、多種多様な有意な情報が記載されており、当然、それが複数存在する場合がある。別件各開示文書でも、複数の有意な情報が記載された管理簿が

多数確認できる（甲12の1～18、甲24の1、2、甲26の1、2、甲32の1～6）。したがって、この部分についても欄全体しか判断していないのは違法である。

## 第5 求釈明

裁判所に対し、下記の各事項について釈明権を行使するよう求める（すでに本文中でも指摘をしたものもある。）。

### 記

1 本件事件は確定前ではあるが、被控訴人は原判決を不服として控訴をしてはいないことから、被控訴人に対し、警察庁長官をして原決定を変更した新たな決定（以下「変更決定」という。）を行うよう促すべきである。

2 変更決定においては、本理由書の主張を踏まえ、各記載欄毎ではなく、各欄の有意な情報毎に部分開示の判断をするよう求める。

控訴人は、本理由書において、原判決の論旨のうち、各記載の不開示事由該当性については具体的な誤りを指摘していないが、これは原判決を是認する趣旨ではない。変更決定で各欄の有意な情報毎に部分開示がなされれば、被控訴人から新たな不開示部分毎の不開示事由該当性についての主張がなされてしかるべきであり、当審における主張立証は、その新たな主張に対して行うことが効率的だからである。

3 被控訴人は、別件各開示文書31通（甲12の1～18、甲24の1、2、甲26の1、2、甲28の1、2、甲30、甲32の1～6、甲34の1～18（甲12の1～18と同じ））が、本件各文書（122通）の何枚目に該当するのか（原判決別表1の何番の文書か）明らかにされたい。

以上